

令和4年度自家用電気工作物の立入検査結果について

令和5年6月
中部近畿産業保安監督部
電力安全課

電気事業法第107条第4項に基づき、令和4年度に管内の自家用電気工作物を設置する事業場に対して実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

1. 立入検査実施件数

管内に設置されている自家用電気工作物のうち、電気事故（感電死傷事故）を発生させた事業場等に、10事業場の立入検査を実施しました。

第1表 県別立入検査事業場数

県	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	合計
立入検査事業場数	—	2	3	4	1	10

第2表 電気主任技術者の選任形態及び事業場規模別立入検査事業場数

選任形態	高圧受電				特別高圧受電		合計
	100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	5000kW未満	5000kW以上	
専任	—	—	—	1	1	2	4
兼任・兼務	—	1	—	—			1
許可	—	—					0
外部委託	2	3	—	—			5
その他	—	—	—	—	—	—	0
合計	2	4	0	1	1	2	10

2. 指摘事項

立入検査の結果、保安規程の遵守状況の不備、電気工作物の不良は認められませんでした。